

ICOCA 乗車券取扱規程

ICOCA 乗車券取扱規程

— 目 次 —

第 1 章 総則.....	1
第 1 条 （目的）	1
第 2 条 （変更）	1
第 3 条 （適用範囲）	1
第 4 条 （用語の意義）	1
第 5 条 （ICOCA 乗車券の種類）	3
第 6 条 （ICOCA 乗車券の発売）	3
第 7 条 （契約の成立時期及び適用規程）	3
第 8 条 （旅客の同意）	3
第 9 条 （個人情報の取扱）	3
第 10 条 （ICOCA 乗車券に使用する IC 乗車券の所有権）	4
第 11 条 （デポジット）	4
第 12 条 （SF 金額のチャージ）	4
第 13 条 （ICOCA 乗車券の失効）	5
第 14 条 （使用上の制限事項）	5
第 2 章 ICOCA 及び小児用 ICOCA.....	5
第 15 条 （発売額）	5
第 16 条 （小児用 ICOCA の発売方法）	5
第 17 条 （小児用 ICOCA の再印字及び再交付）	6
第 18 条 （小児用 ICOCA の紛失再発行）	6

第 1 9 条	(免責事項)	7
第 2 0 条	(障害再発行)	8
第 2 1 条	(払戻し)	8
第 2 2 条	(ICOCA 定期券への変更)	9

第 3 章 ICOCA 定期券 10

第 2 3 条	(ICOCA 定期券の発売方法)	10
第 2 4 条	(継続発売等の取扱方)	10
第 2 5 条	(種類または区間の変更の申し出があった場合の取扱方)	11
第 2 6 条	(発行替えの取扱方)	12
第 2 7 条	(再印字及び再交付)	13
第 2 8 条	(効力)	14
第 2 9 条	(紛失再発行)	14
第 3 0 条	(免責事項)	15
第 3 1 条	(障害再発行)	15
第 3 2 条	(払戻し)	16
第 3 3 条	第 4 章 SMART ICOCA 及び KIPS ICOCA.....	19
第 3 4 条	(SMART ICOCA 及び KIPS ICOCA への本規程の準用)	19
第 3 5 条	(SMART ICOCA 定期券及び KIPS ICOCA 定期券への本規程の準用)	19

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は IC 乗車券取扱規程に規定された IC 乗車券のうち、ICOCA 乗車券により当社を利用される場合に必要な事項を定めたものである。

（変更）

第2条 当社が定める規程は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規程の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

（適用範囲）

第3条 ICOCA 乗車券の取扱いについては、IC 乗車券取扱規程（以下「IC 規程」という。）のほか、この規程によるものとする。

2 この規程が改定された場合、以後の ICOCA 乗車券による旅客の運送等については、改定された規程の定めるところによる。

3 この規程に定められていない事項については、旅客営業規則及び同細則（以下「規則」という。）等による。

（注）ICOCA 乗車券に関して西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）が定めるもの

IC カード乗車券取扱約款

（用語の意義）

第4条 この規程における主な用語の意義は、IC 規程の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「ICOCA 乗車券」とは、JR 西日本が発行し JR 西日本、当社等が発売する IC 乗車券を媒体とした乗車券及び携帯型端末を媒体とする乗車券のことをいう。
- (2)「ICOCA」とは、大人の利用に供するプリペイド機能のみを搭載する無記名式の ICOCA 乗車券をいう。
- (3)「小児用 ICOCA」とは、小児の利用に供するプリペイド機能のみを搭載する記名式の ICOCA 乗車券をいう。
- (4)「ICOCA 定期券」とは、ICOCA または小児用 ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券機能のみを搭載する ICOCA 乗車券（身体障害者旅客運賃割引、知的障害者旅客運賃割引、精神障害者旅客運賃割引を適用して発売する。）または定期券の機能とプリペイド機能を搭載する ICOCA 乗車券をいう。
- (5)「SMART ICOCA」とは、JR 西日本が定める SMART ICOCA 会員規約に同意した会員に対して発行されるプリペイド機能のみを搭載する記名式の ICOCA 乗車券をいう。
- (6)「SMART ICOCA 定期券」とは、SMART ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載する ICOCA 乗車券をいう。
- (7)「KIPS ICOCA」とは、近畿日本鉄道株式会社及び近鉄グループホールディングス株式会社が定める KIPS ICOCA カード会員規約及び KIPS ポイントサービス規約に同意した会員に対して近鉄グループホールディングス株式会社が発行する KIPS ポイントカードの機能及び JR 西日本が発行する ICOCA のプリペイド機能を併せて搭載する記名式の ICOCA 乗車券をいう。
- (8)「KIPS ICOCA 定期券」とは、KIPS ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載する ICOCA 乗車券をいう。

(9)「デポジット」とは、IC 乗車券の利用権の代価として収受するものをいう。

(ICOCA 乗車券の種類)

第 5 条 当社線において利用可能な ICOCA 乗車券の種類は別に定める。

(注) 別に定めるものとは「IC 乗車券取扱規程」をいう。

(ICOCA 乗車券の発売)

第 6 条 当社線で発売する ICOCA 乗車券の種類は次のとおりとする。

(1) ICOCA

(2) 小児用 ICOCA

(3) ICOCA 定期券

(大人用及び小児用・身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引)

2 前項第 3 号の ICOCA 定期券の発売範囲は別表 1 に定める。

3 第 1 項の ICOCA 乗車券は、当社の指定した駅において発売する。

(契約の成立時期及び適用規程)

第 7 条 IC 規程第 6 条にかかわらず ICOCA 乗車券による契約の成立時期は、ICOCA 乗車券を購入したときとする。

2 個別の運送契約の時期は IC 規程第 6 条に定めるとおりとする。ただし、ICOCA 定期券に搭載した定期券部分を除く。

(旅客の同意)

第 8 条 旅客は、この規程及びこれに基づいて定められた規則を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(個人情報の取扱)

第 9 条 ICOCA 定期券及び小児用 ICOCA の申込時に預かった個人情報は、JR 西

日本及び ICOCA 発売社局が共通のシステムで管理する。

(ICOCA 乗車券に使用する IC 乗車券の所有権)

第 10 条 ICOCA 乗車券に使用する IC 乗車券の所有権はカード発行者である JR 西日本に帰属する。

2 旅客は ICOCA 乗車券が不要となったとき及び ICOCA 乗車券を使用する資格を失ったときは、当該 ICOCA 乗車券を当社または発行者が別に定める者に返却しなければならない。

3 当社または JR 西日本の都合により、予告なく貸与した ICOCA 乗車券を交換する場合がある。

(デポジット)

第 11 条 ICOCA 乗車券を発売するにあたり、当社は ICOCA 乗車券を発行者に代わり旅客に貸与することができる。この場合、デポジットとして ICOCA 乗車券 1 枚につき 500 円を旅客から収受する。

2 前項のデポジットは、カード払戻し等により ICOCA 乗車券を回収した場合には、当社は発行者に代わりこれを旅客に返却する。ただし、IC 規程第 16 条の規定により当該 ICOCA 乗車券を回収した場合を除く。

3 デポジットは旅客運賃等に充当することはできない。

(SF 金額のチャージ)

第 12 条 旅客は、IC 規程第 20 条により ICOCA 乗車券に SF をチャージすることができる。ただし、第 4 条の 4 号に定める、定期券機能のみを搭載する ICOCA 定期券（身体障害者旅客運賃割引、知的障害者旅客運賃割引、精神障害者旅客運賃割引を適用して発売する定期券）においてはこの限りではない。

(ICOCA 乗車券の失効)

第 1 3 条 カードの交換、SF の使用、SF のチャージまたは ICOCA 定期券に搭載した定期券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行なわれない場合で、当社が特に定めた場合には ICOCA 乗車券を失効させることがある。

2 前項により失効した ICOCA 乗車券の SF 及びデポジットの返却を請求することはできない。

(使用上の制限事項)

第 1 4 条 ICOCA 乗車券の使用にあたっての制限事項については IC 規程第 13 条の規定による。

第 2 章 ICOCA 及び小児用 ICOCA

(発売額)

第 1 5 条 ICOCA 及び小児用 ICOCA の発売額は 2,000 円とし、その発売額にはデポジット 500 円を含むものとする。

(小児用 ICOCA の発売方法)

第 1 6 条 第 6 条の ICOCA 乗車券のうち、小児用 ICOCA は当該旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる ICOCA 乗車券により発売する。

2 旅客は、小児用 ICOCA の発売に際して、氏名、生年月日及びその他の必要事項を別に定める購入申込書に記載のうえ提出し、かつ公的証明書等の提示により申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければならない。

3 旅客は、小児用 ICOCA に登録した氏名等の変更が必要となった場合は当該小

児用 ICOCA を当社が別に定める窓口に差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別に定める変更申請書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該小児用 ICOCA の記名人本人または代理人であることを証明しなければならない。

(小児用 ICOCA の再印字及び再交付)

第 17 条 小児用 ICOCA は、その券面表示事項が不明となった場合は、使用することができない。

2 券面表示事項が不明となった小児用 ICOCA は、当社が別に定める窓口において、券面表示事項の再印字を請求することができる。

3 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、当社が別に定める窓口において、当該小児用 ICOCA と引き換えに再交付の取扱いを行うことができる。この場合旅客は、別に定める変更申請書を提出しなければならない。

4 前項の取扱いを行った場合、小児用 ICOCA に付加された他社の乗車券は再交付されない。ただし、付加された他社の乗車券が定期券の場合は、当該定期券を付加した当該他社において再交付を行う場合がある。

(小児用 ICOCA の紛失再発行)

第 18 条 小児用 ICOCA を記名人が紛失した場合で、別に定める再発行申込書を当社が別に定める窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日の 14 日以内(窓口営業時間内に限る。)に再発行を行う。

(1) 再発行登録を行うとき、及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該小児用 ICOCA の記名人本人または代理人

であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムにより確認できること。

(3) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。

(4) 再発行を行う前に、小児用 ICOCA の処理を行う機器に対して当該小児用 ICOCA の使用停止措置が完了していること。

2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する小児用 ICOCA1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受する。

3 当該小児用 ICOCA の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできない。

4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した小児用 ICOCA を発見した場合、旅客は、これを当社が別に定める窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は紛失した小児用 ICOCA とともに別に定める払戻申請書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人または代理人であることを証明しなければならない。

5 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った場合、小児用 ICOCA に付加された他社の乗車券は再発行されない。ただし、付加された他社の乗車券が定期券の場合は、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。

(免責事項)

第 19 条 前条により紛失した小児用 ICOCA の使用停止措置が完了するまでの間に当該小児用 ICOCA や当該小児用 ICOCA に付加された他社の乗車券の払戻し、SF の使用等で生じた旅客の損害の賠償については、当社はその責を負わない。ただし、当該損害が当社の故意または重過失によって生じた場合は除く。

(障害再発行)

第 20 条 ICOCA または小児用 ICOCA の破損等によって ICOCA 乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める再発行申込書を当社が別に定める窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA の再発行を行う。この場合、当該 ICOCA または小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間内に限る。）に再発行を行う。

(1) 裏面に刻印したカード番号が判別できること。

(2) 再発行を行うときに、再発行登録票と当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA を提出できること。

2 前項により取り扱う場合は、手数料及びデポジットは収受しない。

3 前 2 項の取扱いを行った場合、ICOCA に付加された他社の乗車券は再発行されない。ただし、付加された他社の乗車券が定期券の場合は、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。

(払戻し)

第 21 条 旅客は、ICOCA または小児用 ICOCA が不要となった場合、これを当社が別に定める窓口へ差し出したときは、当該 ICOCA の SF 残額（10 円未満の場合は端数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）の払戻しを請求することができる。この場合、手数料として ICOCA または小児用 ICOCA 1 枚につき 220 円を支払うものとする。ただし、小児用 ICOCA を所持する旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用 ICOCA を使用することができなくなったことにより、SF 残額の払戻しをする場合は、手数料を収受しない。

2 小児用 ICOCA にあつては、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを行う。

- (1) 旅客が別に定める払戻申請書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該小児用 ICOCA の記名人本人であること、または代理人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムにより確認できること。
- 3 前各項により ICOCA または小児用 ICOCA を払戻す場合であって、当該カードの残額が 220 円に満たない場合は、当該 SF 残額を手数料として収受し、不足額については請求しない。
- 4 前項の場合であって SF 残額がない場合は手数料を収受しないで取り扱う。
- 5 前各項の規定により払戻しをする場合は、デポジットを返却する。
- 6 ICOCA の払戻しを行うと、付加された他社の乗車券は無効となる。ただし、付加された他社の乗車券が定期券の場合は、当該定期券を付加した当該他社において払戻しを行う場合がある。

(ICOCA 定期券への変更)

- 第 2 2 条** 旅客は定期券機能が必要となった場合は、当社が別に定める窓口において、ICOCA または小児用 ICOCA の SF 残額及びデポジットを引き継いで ICOCA 定期券への変更の申し出をすることができる。ただし、他社が発売する記念 ICOCA (定期券機能搭載可能カードを除く)、SMART ICOCA、KIPS ICOCA、及び身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引を適用して発売する定期券にあっては、この申し出をすることができない。
- 2 前項の申し出があったときは第 2 3 条の規定に準じて当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA に定期券の機能を搭載することにより、ICOCA 定期券に変更する。
- 3 旅客は ICOCA 定期券に変更する場合には、氏名、生年月日及びその他の事項を別に定める変更申請書に記入して提出しなければならない。

第3章 ICOCA 定期券

(ICOCA 定期券の発売方法)

第23条 旅客から ICOCA 定期券購入の申し出があった場合、規則第 26 条に定める通勤定期券または同第 27 条に定める通学定期券を搭載した ICOCA 定期券を発売する。なお、小児用の ICOCA 定期券購入の申し出があったときは、当該小児が 12 歳となる年度の 3 月 31 日までの間使用することができる ICOCA 乗車券により、ICOCA 定期券（小児用）を発売する。

2 旅客は ICOCA 定期券の購入に際して、氏名、生年月日及びその他の必要事項を別に定める購入申込書に記載して提出しなければならない。また、購入する定期券が小児用である場合は、申込書の提出に加えて、公的証明書等の提示により、申込書に記載した氏名、生年月日を証明しなければならない。

3 旅客は ICOCA 定期券に登録した氏名等の変更が必要となった場合は、当該 ICOCA 定期券を当社が別に定める窓口に差し出して、氏名等の変更を申し出なければならない。この場合、別に定める変更申請書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該 ICOCA 定期券の記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）にあつては、記名人本人または代理人）であることを証明しなければならない。

4 前項の変更となる ICOCA 定期券は、当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できるものに限る。

5 第 1 項の規定により、通学定期券を搭載した ICOCA 定期券を発売する場合、第 2 項の提出書類の他、規則第 27 条に定める通学証明書を提出しなければならない。

(継続発売等の取扱方)

第24条 ICOCA 定期券を所持する旅客に対して、定期券の継続発売を行う場合または券面表示の通用期間終了後に新規に定期券の発売を行う場合は、旅客が

所持する ICOCA 定期券原券を用いて発売する。

- 2 前項の継続発売する ICOCA 定期券原券は、当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できるものに限る。
- 3 第 1 項の取扱いをする場合、前条第 2 項の規則にかかわらず ICOCA 定期券（小児用）にあつては公的証明書等の提示を省略することができる。

（種類または区間の変更の申し出があつた場合の取扱方）

第 25 条 旅客から ICOCA 定期券に表示された定期券の種類または区間の変更の申し出があつた場合には、第 32 条第 1 項の各号の条件を満たす場合に限り、規則第 117 条に定める規定を準用して当該 ICOCA 定期券の払戻し及び新たな定期券の発売を行う。

- 2 前項の取扱いを行う場合であつて、変更後の定期券が ICOCA 乗車券を媒体としない定期券（以下「磁気定期券」という。）により発売する場合、ICOCA 定期券原券については旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行う。

（1）ICOCA 定期券原券を不要とする場合は、当社が別に定める規則を準用した定期旅客運賃の払戻し及び SF 残額（10 円未満の場合は端数を切り上げ 10 円単位とした額とする。）を払戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。

（2）ICOCA 定期券原券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、当社が別に定める規則を準用した定期旅客運賃の払戻し及び SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または小児用 ICOCA への変更を行う。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額のことを言う。）のうち SF 残額を除いた金額が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。

- 3 前項第 1 号の払戻しをする場合、デポジットを返却する。払戻しを行うと、

付加された他社の乗車券は無効となる。ただし、付加された他社の乗車券が定期券の場合は、当該定期券を付加した当該他社において払戻しを行う場合がある。

- 4 磁気定期券の種類または、区間を変更し、新たに ICOCA 定期券により変更した定期券を購入する場合、磁気定期券原券については当社が別に定める規則によって払戻しを行い、第 23 条により ICOCA 定期券を発売する。

(発行替えの取扱い)

第 26 条 磁気定期券を所持する旅客から、その券面表示の通期間内（通用期間前を含む）に、同一の種類、区間及び経路の ICOCA 定期券への変更の申し出があった場合には、デポジットを収受のうえ、当該磁気定期券と引き換えに発行替えの取扱いを行うことができる。

- 2 前項の取扱いを行う場合であって、旅客がすでに所持する券面表示の通用期間満了後の ICOCA 定期券を提出したときは、ICOCA 定期券原券を使用して、当該磁気定期券を ICOCA 定期券に発行替えすることができる。この場合は、デポジットを収受しない。

- 3 第 1 項の取扱いを行う場合であって、旅客がすでに所持する ICOCA または小児用 ICOCA を提出したときは、第 22 条第 1 項の取扱いを準用して ICOCA または小児用 ICOCA を ICOCA 定期券に変更し、当該磁気定期券を ICOCA 定期券に発行替えすることができる。この場合は、デポジットを収受しない。

- 4 ICOCA 定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内（通用期間前を含む。）に、同一の種類、区間及び経路の磁気定期券等への発行替えの申し出があった場合は、次の各号の条件を満たし、かつ事情やむを得ないときに限り、当社が別に定める窓口において、磁気定期券等への発行替えの取扱いを行うことができる。

(1) 旅客が別に定める変更申請書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、

当該 ICOCA 定期券の記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）にあつては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。

（２）記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムにより確認できること。

（３）発行替えをする ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。

５ 前項の場合、ICOCA 定期券原券について旅客の選択により次のいずれかの取扱いを行うことができる。

（１）磁気定期券等に発行替えしたため、ICOCA 定期券原券が不要となった場合は、SF 残額（10 円未満の場合は端数を切り上げ、10 円単位とした額とする。）の払戻の取扱いを行う。ただし、払戻しの対象となる計算額（手数料を差し引く前の金額をいう。）が手数料 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。

（２）磁気定期券等に発行替えしたため、ICOCA 定期券原券の定期券機能のみが不要となった場合は、SF 残額とデポジットを引き継いだ ICOCA または小児用 ICOCA への変更を行うことができる。

６ 前項第 1 号の規定により払戻しを行う場合、デポジットを返却する。

（再印字及び再交付）

第 27 条 ICOCA 定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

２ 券面表示事項が不明となった ICOCA 定期券は、当社が別に定める窓口において、券面表示事項の再印字を請求することができる。

３ 前項の再印字を行ったにもかかわらず券面表示事項が不明となっている場合には、当社が別に定める窓口において、当該 ICOCA 定期券と引き換えに再交付の取扱いを行うことができる。この場合、旅客は、別に定める変更申請書を提出しなければならない。

- 4 第2項の再印字及び前項の再交付を行うことのできる ICOCA 定期券は、当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できるものに限る。
- 5 第3項の取扱いを行った場合、ICOCA 定期券に付加された他社の乗車券は再交付されない。ただし、付加された他社の乗車券が定期券の場合は、当該定期券を付加した当該他社において再交付を行う場合がある。

(効力)

第28条 ICOCA 定期券は、記名人のみが使用することができる。

- 2 IC 規程第20条の規定により SF 金額をチャージした ICOCA 定期券にあっては、ICOCA 定期券の券面表示区間外または券面表示の通用期間の開始日前もしくは通用期間の満了日の翌日以降であっても、IC 規程第11条の規定により SF 金額を使用して乗車することができる。

(紛失再発行)

第29条 ICOCA 定期券を記名人が紛失した場合で、別に定める再発行申込書を当社が別に定める窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した ICOCA 定期券（SF 残額がある場合は SF 残額を含む。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内（窓口営業時間内に限る。）に再発行を行う。

- (1) 再発行登録を行うとき、及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該 ICOCA 定期券の記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）の場合は記名人本人または代理人）であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムにより確認できること。
- (3) 再発行を行う場合は、紛失した ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。

(4) 再発行を行う前に、ICOCA 定期券の処理を行う機器に対して当該 ICOCA 定期券の使用停止措置が完了していること。

(5) 再発行を行うときに、再発行登録票を提出できること。

2 前項の規定により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する ICOCA 定期券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受する。

3 ICOCA 定期券の再発行登録を行った後に、これを取り消すことはできない。

4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した ICOCA 定期券を発見した場合、旅客は、これを当社が別に定める窓口に差し出して、デポジットの返却を請求することができる。この場合、旅客は、発見した ICOCA 定期券とともに別に定める払戻申請書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）の場合は記名人本人または代理人）であることを証明しなければならない。

5 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った場合、ICOCA 定期券に付加された他社の乗車券は再発行されない。ただし、付加された他社の乗車券が定期券の場合は、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。

（免責事項）

第 30 条 前条の規定により紛失した ICOCA 定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該 ICOCA 定期券や当該 ICOCA 定期券に付加された他社の乗車券の払戻し、SF 金額の使用等で生じた旅客の損害の賠償については、当社はその責を負わない。ただし、当該損害が当社の故意または重過失によって生じた場合は除く。

（障害再発行）

第 31 条 ICOCA 定期券の破損等によって ICOCA 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅

客が別に定める再発行申込書を当社が別に定める窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票（定期券の通用期間前及び通用期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間内に限る。）に再発行を行うものとする。

- （１）裏面に刻印したカード番号が判別できること。
- （２）再発行を行う場合は、当該 ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。
- （３）再発行を行うときに、再発行登録票と当該 ICOCA 定期券を提出できること。

２ 前項の規定により取扱う場合は、手数料及びデポジットは収受しない。

３ 第１項及び第２項の取扱いを行った場合、ICOCA 定期券に付加された他社の乗車券は再発行されない。ただし、付加された他社の乗車券が定期券の場合は、当該定期券を付加した当該他社において再発行を行う場合がある。

（払戻し）

第３２条 旅客は、ICOCA 定期券が不要となった場合、または ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを当社が別に定める窓口に出し出したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。

- （１）旅客が別に定める払戻申請書を提出し、かつ公的証明書等の提示により、当該 ICOCA 定期券の記名人本人（ICOCA 定期券（小児用）にあつては、記名人本人または代理人）であることを証明できること。
- （２）記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムにより確認できること。
- （３）払戻しをする ICOCA 定期券が当社で発売されていることが、当社のシステム等で確認できること。

2 ICoca 定期券が不要となった場合、次の各号により ICoca 定期券 1 枚につき 220 円の手数料を収受して払戻しを行う。

(1) 券面表示の通用期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及び SF 残額 (10 円未満の場合は端数を切り上げ、10 円単位とした額とする。) を払戻す。

(2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第 115 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及び SF 残額 (10 円未満の場合は端数を切り上げ、10 円単位とした額とする。) を払戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額 (手数料を差し引く前の金額をいう。) が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。

(3) 券面表示の通用期間の満了日の翌日以降に払戻しの請求があった場合は、SF 残額 (10 円未満の場合は数を切り上げ、10 円単位とした額とする。) を払戻す。ただし、払戻しの対象となる計算額 (手数料を差し引く前の金額をいう。) が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。

3 前項の規定により払戻しを行う場合は、デポジットを返却する。

4 ICoca 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、次の各号により ICoca 定期券 1 枚につき 220 円の手数料を収受して、定期旅客運賃の払戻し及び SF 残額とデポジットを引き継いだ ICoca または小児用 ICoca への変更を行う。

(1) 券面表示の通用期間開始前に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払戻す。

(2) 券面表示の通用期間開始後で通用期間中に払戻しの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から規則第 115 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払戻す。ただし、払戻しの対象とな

る計算額(手数料を差し引く前の金額をいう。)が 220 円に満たない場合は、当該計算額を手数料として収受し、不足額については請求しない。

- 5 前項の払戻しを行う場合であって、券面表示の通用期間の満了日以降に払戻しの請求があった場合、手数料を収受しないで取扱う。
- 6 SF 金額のみの払戻しを請求することはできない。ただし、ICOCA 定期券（小児用）を所持する旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日を超え、ICOCA 定期券（小児用）を使用することができなくなった場合は、第 1 項各号の条件を満たす場合に限り、SF 残額（10 円未満の場合は数を切り上げ、10 円単位とする。）及びデポジットのみの払戻しを請求することができる。この場合において手数料は収受しない。
- 7 ICOCA 定期券の払戻し（ただし、第 4 項による場合は除く。）を行うと、付加された他社の乗車券は無効となる。ただし、付加された他社の乗車券が定期券の場合は、当該定期券を付加した当該他社において払戻しを行う場合がある。

第4章 SMART ICOCA 及び KIPS ICOCA

(SMART ICOCA 及び KIPS ICOCA への本規程の準用)

第33条 本規程において SMART ICOCA 及び KIPS ICOCA の取扱については、第1章のほか、第2章の次の条文を準用する。

	準用する規程
SMART ICOCA	第20条（障害再発行） のうち再発行登録に関する事項
KIPS ICOCA	同上

(SMART ICOCA 定期券及び KIPS ICOCA 定期券への本規程の準用)

第34条 本規程において SMART ICOCA 定期券及び KIPS ICOCA 定期券の取扱については、第1章のほか、第3章の次の各条文を準用する。

	準用する規程
SMART ICOCA	第28条（効力） 及び 第31条（障害再発行） のうち再発行を除く事項
KIPS ICOCA	同上

別表 1

ICOCA 定期券発売区間

区間	種類	割引	SF 機能	発売可否
当社単独	通勤	無割引	有	○
	通学・実習	無割引	有	○
	通勤・通学	身障・療育・精神 （本人・介護）	無	○
京阪電気鉄道 阪急電鉄 北大阪急行電鉄 大阪地下鉄	通勤	無割引	有	○
	通学	無割引	有	○
	通勤・通学	身障・療育・精神 （本人・介護）	無	×